

共済組合におけるマイナンバーの 収集・利用について

平成28年1月からマイナンバー制度(社会保障・税番号制度)が始まりました。

マイナンバーの導入で、社会保障、税、災害対策の3分野の手続きの際、複数の行政機関に存在する個人の情報を同一人の情報として結びつけることができようになり、添付書類の削減など行政手続きが簡素化できるようになります。

共済組合では医療保険者として、平成29年1月1日現在の組合員や被扶養者の方のマイナンバーを収集し、皆さんの利便性の向上を目的に、平成29年7月から次の内容にて開始することを予定していますのでお知らせします。

● マイナンバーの利用目的

共済組合は、社会保障分野で主に次の事務にマイナンバーを利用します。

- 組合員、被扶養者の資格取得手続き
- 給付金支給事務において他の法令による給付との調整



● マイナンバーの利用により変わること

- 被扶養者の認定事務……住民票や所得証明書等の添付書類が不要になります。
- 傷病手当金等の給付金支給事務……他の法令による給付との併給調整を行います。

この他、医療機関受診時のオンラインでの資格確認や保険者間での健診データの連携などが段階的にできるようになる予定です。

● マイナンバーの収集方法

所属所から収集(任意継続組合員は本人から収集)する方法を予定していますので、皆様のご協力をお願いします。

● 共済組合からのお願い

平成29年1月以降、新たに被扶養者を認定する際は、被扶養者のマイナンバーの報告が必要になる予定です。

マイナンバーは、お住まいの市区町村に申請し交付された「個人番号カード」またはお住まいの市区町村から届いた「通知カード」に記載されていますので、ご自身だけでなくご家族の分も大切に保管してください。

